答申内容

1. 標題「開発計画」に対する適否。

本村文化財保護審議会は、本件開発計画予定地が、別添調査資料(図面)によって明らか なように、数多くの貴重な文化遺産が集中的に存在しており、しかも原型を保って残されて いる第1級資料であることを確認し、それを高く評価する。同地域に集中している貝塚群、 崖葬古墓群、神墓、神の道(国王参拝道)、浜川御嶽、受水走水等の文化遺産は、個別に存 在しているものではなく、「藪薩の浦原」(ヤブサツノウラバル)という聖域内に位置してお り、それぞれの遺跡は、原始・古代沖縄の人達の生活の場として半島全域に、有機的に作用 し合って、歴史遺跡を形成している。そこは沖縄の古代歴史・文化の揺籃(ヨウラン)の地 である。従って、沖縄の人たちにとって、信仰の対象であり、最高の聖地として大切に育ん できた貴重な文化遺産である。琉球王国時代においても、首里王府は、開闢神話の中で、最 高の聖地として位置づけている。従って、同地域の文化財を「選択保存」する方法は適切で ないと判断する。この地域は、沖縄でも類例がないほど史跡が集中し、一つの歴史的風土を 形成している。このような場合、個々の遺跡を含めた「藪薩の浦原」という半島全域を含め た歴史的地域の保存を計る必要があると思科される。本村文化財保護審議会は、本件「開発 計画」の実施によって、同地域が文化財としての価値を失ない、ニライ・カナイ信仰、アマ ミキヨ渡来伝説、太陽神崇拝等の原点として位置づけられ、沖縄県民の信仰の対象たる聖域 は、その価値を失なうことになる。

以上のことから、本件開発計画のある地域一帯は、原始・古代の沖縄の歴史・文化の原点 として大切に保存してきた。今なお原初の姿が残っている文化揺籃の地である「藪薩の浦原」 を破壊から守るため、本件開発計画は適当でないと判断する。

- 2. 上記結論に至った理論的根拠(理由)。
- (1) 琉球王朝時代最高の聖地であること。

沖縄の開闢神話に、次のようにある(羽地朝秀『中山世鑑』)

「先ヅ一番二、国頭ノ辺戸ノ安須森。次ニ今鬼神ノカナヒヤブ。次二知念森、斎場御嶽。薮 薩ノ浦原。次ニ玉城アマツヅ。次ニ久高コバウ森・・・云々」。

沖縄最初の公式な歴史書である『中山世鑑』に沖縄開闢の7御嶽群の中に「藪薩の浦原」 (ヤブサツノウラバル)が明記されている。「藪薩の浦原」となっているのが重要である。 「浦原」とは、現在の「藪薩の浦原」を含め、新原集落東側山手一帯に及ぶ広い範囲のエリ アである。従って、「藪薩の浦原」全体が御嶽と同じであり、聖域である。『中山世鑑』に「浦原」というエリアで表示したのは、上記に述べたように特別な意味があったからである。

(2) 原始・古代沖縄人の集落遺跡群であること。

本件開発予定地には、3,500年前の貝塚群がある(百名第1貝塚、同第2貝塚)。藪薩の浦原内にある百名第2貝塚は、今から3,500年前の遺跡で、ジュゴンの骨が出ている。このことは、浜川御嶽から西の方へ点在している貝塚群は、新原集落後方の村社会福祉センター周辺の新原貝塚群まで続く。従って、この一帯は、縄文人の大集落跡であったことだろう。研究者の調査研究を待っている場所であり、今後の発掘調査が必要なエリアである。

(3) 民俗学を含め、学術的価値が高いこと。

浜川御嶽、ミクシノ御嶽(ミフスヌウタキ)、ミントンアジシー墓からミントンに至る、神話に語られている「神の道」が、藪薩の御嶽と有機的につながっていることが解明されることによって、県民の信仰の対象である藪薩の浦原が、民俗学的価値と同時に、歴史学的価値も加わり、文化財としての価値も倍加する。藪薩の御嶽の下のクルク山から西の崖下は、断崖古墓群が連なっており、貝塚時代の住居群の跡であり、藪薩の浦原一帯の集落であっただろう。

(4) 稲作伝承の原点であること。

「受水走水」の伝説で語られている稲作伝承と、それにまつわる諸行事は、原型を保たれている自然環境の中で行なうのが重要であり、価値もある。同地域を開発すると、藪薩の浦原一帯は、その価値は全く無に等しくなる。それは劇場の舞台で行なうのと同じ価値しかない。

(5)縄文人と弥生人の接点研究の貴重な文化遺産であること。

考古学の立場から「受水走水」の稲作伝承をみると、重要な要素を含んでいる。それは、弥生時代の文化は稲作文化である。その発祥の地が「受水走水」だということは、藪薩の浦原一帯は 3,500 年前から紀元前後にかけて、即ち今から 1,800 年前後にかけての歴史が解明されるからである。稲作農耕文化の歴史が定着したことが証明されれば、県民性の解明にも寄与するだけでなく、縄文人と弥生人の歴史が、そこには存在していたことになり、特殊な地域として位置づけられることになる。従って、この一帯の貝塚群は貴重な遺跡であり、開発予定地全域が聖域としての原始・古代の集落遺跡群である。

(6) 森林保護による生態系の保存があること。

浜川御嶽等を含む、藪薩の浦原一帯は、原初の姿を残した貴重な植生であり、本村も「緑地・遺産環境保全区域」として指定されており、森林保全地域として、「特別保護区」として位置づけて保護する必要がある。同地域の森林は原初の形が保持されており、生物学上からも自然保護の立場からも貴重な財産である。藪薩の浦原は、後背地は丘陵地帯で、冬の北風をふせぎ、前方の海は、サンゴ礁に囲まれた豊かなイノー(内海)が広がり、外部との交

通、漁業のために大海からイノーに入る明澪 (アケミオ) の水路が見事に残っている。海の幸、山の幸に恵まれたこのチキは、古代人がジュゴンを獲ったりして生活していた最高の立地条件を備えたところである。最初の姿を残している同地域の森林保護は、最も重要である。海岸線と砂浜、防潮林の美しさは県内でもあまり例がない。

(7) 珍種クロイワゼミ(蝉)の棲息地であること。

体の色が全身うす緑色をした小型のセミである。緑色のセミは日本全国でも、このセミしかいない珍種とされている。開発によって、沖縄本島でも珍しいと言われるクロイワゼミが、本件開発地域に棲息していることが確認されている。従ってこの地域は、生物学上も貴重な生き物が棲息しており、開発によって消滅の恐れがある。学術調査をする必要がると思料される。

3. 結び (総括)

以上のことからわかるように、考古学、民俗学、歴史学、生物学、海洋学の各分野にわたる貴重な資料が包含されている文化財地域は、他に類例がない。玉城村唯一の貴重な財産である。そのような貴重な文化遺産の集中している地域を開発することは、後世に悔いを残すどころか、大きな汚点となって語り継がれることになる。本村文化財保護審議会としては、村の活性化のために、開発して良いところと、ここだけはどうしても許可出来ないところを明確にしていくためにも、本件開発計画予定地一帯の藪薩の浦原一帯は、不適当の結論を下した。玉城村民だけでなく、沖縄県民の信仰の対象となっている聖地は、貴重な文化遺産として、現状のまま保存し、後世の人達に残す義務があると思料できる。

―世界遺産登録に向けた取り組みを―

1. はじめに―世界遺産登録の基準―

ユネスコ(国際教育科学文化機関)は、1972年のパリ総会において、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」を採択した。その中で、世界遺産に関する登録基準を定めた。その基準により信仰の対象である斎場御嶽は世界遺産となった。その基準とは「顕著な普遍的な意義を有する出来事、現存する伝説、思想、信仰又は芸術的、文学的作品と、直接に又は明白に関連するもの」に該当するという理由で認定された。この基準に合格した斎場御嶽の認定理由は下記の通りとなっている。

基準認定の資産を構成する記念工作物と遺跡は、琉球地方独特の信仰形態の特質を表す顕著な事例である。とりわけ、国家の祭祀拠点であった斎場御獄は、峻厳な岩塊と鬱蒼とした叢林が聖域としての御獄の本質を示しているだけでなく、琉球独特の自然崇拝的な信仰思想と緊密に関係する文化的景観の顕著な事例である。琉球地方では、各推薦資産において、自然崇拝的な信仰思想に基づく各種の宗教儀礼や祝祭が今日でも盛んに行われており、市民の生活や精神の中に資産が活用され、文化として生き続けている。また、これらの資産群は、第二次世界大戦時によって被った破壊から、沖縄県民が復興するうえでも、重要な精神的拠り所としての役割を果たしてきたということになっています。

2. 学際的な総合学術調査による学問的位置づけを。

上記の斎場御嶽認定理由で御理解出来たと思うが、藪薩の浦原一帯は世界遺産登録に耐え得る条件を具備していると確信する。その根拠となる条件は、上記開発計画の不適と判断した理論的根拠の 7 項目を学際的な立場から総合的な学術調査をして明確にする必要がある。学術的な研究調査報告書にもとづいてこそ、世界遺産登録の第 1 歩は踏み出せるのです。

3. 垂直的思考(日本)と水平的思考(沖縄)解明の地

日本の歴史(日本人)は、高天原(タカマノハラ、タカアマハラ)信仰によって天上から地上へと、垂直的思考にあると言われている。それに対して沖縄は、海の彼方のニライ・カナイからの来訪神を拝む水平的思考だと言われている。前者はナショナルな人生観、国家観となり、国粋主義、民族主義(単一民族)となり、鎖国を生む。沖縄は水平的思考のおかげで、その思考を母台とした意識の具現は、世界的視野にみちびき、開国へと向う。「イチャリバチョウデー」の発想も県民の特徴である。そういった、沖縄文化と思想の基礎となり、歴史を育む揺籃の地としての藪薩の浦原一帯は、斎場御嶽より、はるか昔の沖縄の歴史と文化の中心として位置づけることが出来ると思う。登録基準にある「顕著な普遍的な意義を有

する」場所であると思料される。

4. 結びにあたって 一世界遺産への道一

琉球王国が支配した琉球諸島は、数世紀もの間、東南アジア、中国、韓国、日本本土等との海外交易を通して、経済的、文化的交流の中心地として活躍してきた。このことは、今に残された記念遺跡群によって明確になっている。琉球王国時代に確立された文化は、特殊な政治的環境下において進化し、発達してきたものである。そのことは、沖縄の文化というものは他に比類のない特質を備えていることが言える。そのような環境の中で生れ、育んだ琉球の聖域群は、世界の確立された他の宗教とともに、近代においてもなお変化せずに残っている自然と、祖先崇拝の固有の形態をあらわす例外的で特殊な事例を構成していると言えよう。

以上の理由から、村長を先頭に、村民をあげて世界遺産登録に取り組むことを期待している。